



茨城県報

第 1 2 3 2 号

平成13年 1月29日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
字の区域の設定 (地方課)	1
字の区域の変更 (3件) (地方課)	3
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	4
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	5
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	5
土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所)	6
土地改良区役員の就退任 (3件) (土地改良事務所)	6
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	9
(選挙管理委員会)	
選挙管理委員会委員長の就任.....	9

告 示

茨城県告示第81号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により荃崎町長から同町内の字の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、平成13年 2月26日から生ずるものである。

平成13年 1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

中山に設定する区域

- 若栗字地蔵山 甲1070の 1 から甲1070の18まで、甲1071の 1 から甲1071の 8 まで、甲1072の 1 から甲1072の 8 まで、甲1072の10から甲1072の12まで、甲1072の15、甲1072の16、甲1072の18から甲1072の21まで、甲1072の24、甲1072の29から甲1072の34まで、甲1073の 1 から甲1073の 7 まで、甲1074の 1 から甲1074の22まで、甲1075、甲1076の 1 から甲1076の 3 まで、甲1076の 5、甲1077の 1 から甲1077の 7 まで、甲1077の13、甲1077の14、甲1078の 1、甲1078の 2
- 同字下塚 甲1079、甲1080の 1、甲1080の 4、甲1081、甲1082の 1、甲1082の 2、甲1083、甲1084、丙1080、丙1084
- 同字中妻道 甲1085の 1、甲1085の 2、甲1086の 1、甲1086の 2、甲1086の 5、甲1086の 6、甲1087、甲1088

	の 1, 甲1088の 2, 甲1089の 1, 甲1089の 2, 甲1090の 1 から甲1090の16まで, 甲1091の 1 から甲1091の 7まで, 甲1091の13から甲1091の21まで, 甲1091の23から甲1091の25まで, 甲1091の27から甲1091の29まで, 甲1091の31から甲1091の33まで, 甲1092の 1 から甲1092の 7まで, 甲1093の 1, 甲1093の 3 から甲1093の 7まで, 甲1095, 甲1096の 1, 甲1096の 3 から甲1096の 8まで, 丙1091の 1 から丙1091の 7まで
同字今泉道	甲1124の 1, 甲1124の 3, 甲1124の 4, 甲1125, 甲1126の 1, 甲1127の 1, 甲1128の 1, 甲1128の 2
同字細田	乙 1 の 1, 乙36, 乙61の 1, 乙61の 3, 乙61の 4
同字地藏原	乙16の 1, 乙16の 3, 乙17の 1 から乙17の 3まで, 乙18の 1, 乙18の 3, 乙19, 乙35の 1, 乙35の 2, 乙36の 1, 乙37の 1 から乙37の 6まで, 乙38の 1, 乙38の 2, 乙39の 1 から乙39の 3まで, 乙40の 1, 乙40の 2, 乙41の 1, 乙41の 3 から乙41の 6まで, 乙41の 8, 乙44の 1, 乙44の 2, 乙45の 2, 乙45の 3, 乙46, 乙46の 1, 乙46の 2, 乙148の 1, 乙148の 2, 乙149の 1, 乙149の 2, 乙150の 1 から乙150の 4まで, 乙150の 7, 乙151の 1, 乙151の 2, 乙152, 乙153の 1 から乙153の 3まで, 乙154の 1 から乙154の 3まで, 乙155の 1, 乙155の 2, 乙156の 1 から乙156の 5まで, 乙156の 7, 乙157の 1, 乙157の 2, 乙158, 乙159, 乙202の 1 から乙202の 6まで, 乙202の10, 乙202の11, 乙202の13
同字大神宮	乙62の 1 から乙62の 3まで, 乙77の 1 から乙77の 6まで, 乙79の 1 から乙79の 3まで, 乙80の 1, 乙80の 2, 乙81, 乙82の 1 から乙82の 5まで, 乙83の 1, 乙83の 2, 乙84の 1, 乙84の 2, 乙85の 1, 乙85の 2, 乙86の 1, 乙86の 2, 乙87の 1 から乙87の 6まで, 乙88の 1 から乙88の 3まで, 乙100の 1 から乙100の 3まで, 乙101の 1 から乙101の 4まで, 乙105の 1 から乙105の 3まで, 乙107の 1, 乙107の 2, 乙108の 1, 乙108の 2, 乙110の 1, 乙110の 3, 乙111の 2 から乙111の 4まで, 乙111の 6 から乙111の 8まで, 乙113, 乙115, 乙116の 1 から乙116の 8まで, 乙117の 1, 乙117の 3 から乙117の 9まで, 乙118の 1 から乙118の14まで, 乙118の16, 乙118の20から乙118の24まで, 乙118の26から乙118の45まで, 乙118の49から乙118の51まで, 乙119, 乙120の 1, 乙120の 2, 乙123の 1, 乙123の 2, 乙124, 乙126, 乙129の 1, 乙129の 2, 乙130の 1 から乙130の 6まで, 乙131の 1, 乙132, 乙133の 1 から乙133の 3まで, 乙134, 乙135の 1, 乙135の 2, 乙136の 1 から乙136の 9まで, 乙137の 1, 乙137の 3 から乙137の 6まで, 乙138の 1, 乙138の 2, 乙138の 5 から乙138の 9まで, 乙138の11から乙138の14まで, 乙138の16から乙138の19まで, 乙220の 1 から乙220の 8まで
同字弁天	乙102の 1, 乙102の 2, 乙104の 1, 乙104の 3
同字東坪	乙121の 1 から乙121の 6まで, 乙122の 1 から乙122の 5まで, 乙219の 1 から乙219の 4まで
同字久保	乙139, 乙140の 1, 乙140の 2, 乙141の 1, 乙141の 2, 乙143の 1, 乙143の 2, 乙144, 乙145の 2, 乙165の 1, 乙165の 2, 乙168の 1 から乙168の 3まで, 乙169, 乙170の 1 から乙170の 3まで, 乙171の 1 から乙171の 3まで, 乙172の 1, 乙172の 2, 乙174, 乙175の 1, 乙176, 乙177の 2, 乙178の 2, 乙179の 1, 乙179の 2, 乙180, 乙181の 1, 乙181の 2, 乙182の 2, 乙183の 2, 乙184の 2, 乙185の 2, 乙186の 2, 乙187の 2, 乙188の 1, 乙188の 2, 乙189, 乙190, 乙191の 1, 乙191の 2, 乙192の 2, 乙193, 乙195, 乙197, 乙198の 1, 乙198の 2, 乙199
同字西坪	乙146の 1, 乙146の 3 から乙146の 7まで, 乙147, 乙160の 1 から乙160の 4まで, 乙160の 8, 乙160の 9, 乙161の 1 から乙161の 6まで, 乙162の 1 から乙162の 3まで, 乙163の 1, 乙163の 2, 乙164の 1 から乙164の 4まで

同字割地 乙203の 1, 乙203の 4 から乙203の 7 まで, 乙211の 1, 乙214の 1, 乙216の 1 から乙216の 4 まで, 乙217, 乙218の 2 から乙218の 4 まで, 乙221の 1 から乙221の 4 まで, 乙222の 1 から乙222の 8 まで, 乙223, 乙224, 乙225の 1, 乙225の 3 から乙225の 5 まで, 乙226の 1, 乙226の 2, 乙227の 1 から乙227の 4 まで, 乙227の 6 から乙227の 8 まで, 乙228の 1, 乙228の 2, 乙229の 1 から乙229の 3 まで, 乙230の 1, 乙230の 3, 乙231の 2, 乙231の 4, 乙231の 6, 乙233, 乙234の 2, 乙234の 3, 乙234の 6, 乙234の 9, 乙234の12から乙234の14まで, 乙235, 乙237, 乙248の 1, 乙249

同字細谷原 乙250の 1 から乙250の 3 まで, 乙250の 6, 乙250の 7, 乙251, 乙252, 乙253, 乙254の 1, 乙254の 2, 乙255, 乙256の 1, 乙256の 2

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」



茨城県告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により茎崎町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成13年 2月26日から生ずるものである。

平成13年 1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

若栗に変更する区域

高崎字宮下 1272の 1 から1272の 5 まで, 1275の 1, 1275の 2

同字若栗境 1278の 1, 1278の 2, 1278の 5, 1279, 1280の 1 から1280の 5 まで, 1281の 2 から1281の 7 まで, 1281の 9 から1281の13まで, 1281の15から1281の29まで, 1282の 1 から1282の 5 まで, 1283の 1, 1283の 3, 1283の 5 から1283の14まで, 1283の19から1283の33まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

若栗字若栗境に変更する区域

高崎字稲荷原 2304の58, 2304の60, 2304の93, 2304の94, 2304の96から2304の99まで, 2304の101, 2304の102, 2304の106, 2304の110から2304の116まで, 2304の127から2304の134まで, 2304の136, 2304の141, 2304の145から2304の150まで, 2304の154から2304の156まで, 2304の168, 2304の170から2304の181まで, 2304の183, 2304の185から2304の204まで, 2304の211から2304の239まで, 2304の243, 2304の246, 2304の260, 2304の261, 番外 3 の 1, 番外 3 の19, 番外 3 の20, 番外 3 の21

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」



茨城県告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により茎崎町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成13年 2月26日から生ずるものである。

平成13年 1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茎崎に変更する区域

下岩崎字永作 2255の2, 2257の2, 2257の3, 2258の2, 2258の3

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」

茨城県告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により荃崎町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成13年2月26日から生ずるものである。

平成13年1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

桜が丘に変更する区域

九万坪字稻荷原 4の18, 4の354

同字粒尻 1263の8, 1263の9

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」

茨城県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下宿常陸鴻巣停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字飯田3221番3地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 15.0	30	
那珂郡那珂町大字飯田3221番3地先まで	新	最大 12.0	30	迂回路撤去
		最小 11.0		
那珂郡那珂町大字飯田5700番5地先から	旧	最大 17.0	28	
		最小 13.1		
那珂郡那珂町大字飯田5700番5地先まで	新	最大 13.1	28	迂回路撤去
		最小 13.0		
那珂郡那珂町大字戸5187番3地先から	旧	最大 13.0	23	
		最小 11.6		
那珂郡那珂町大字戸5187番3地先まで	新	最大 11.6	23	迂回路撤去
		最小 11.6		

茨城県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年 1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡三和町諸川1667番から 猿島郡三和町下片田327番 1 まで	旧	メートル	メートル	
		最大 14.9	220	
		最小 8.5		
		最大 15.0	231	
	新 (A)	最大 24.0	220	現道拡幅及び迂回路撤去
		最小 14.0		

茨城県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年 1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道125号
- 2 供用開始の区間 猿島郡三和町諸川1667番から
猿島郡三和町下片田327番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 1月30日

茨城県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年 1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 上君田大能線
- 2 供用開始の区間 高萩市大能字ス久ボ塚209番 3 地先から
高萩市大能字菅谷地231番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 2月 1日

茨城県告示第89号

山川沼土地改良区理事長から平成12年 9月12日付けで認可申請のあった新宿新田地区土地改良事業（ほ場整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成13年 1月 4日認可した。

平成13年 1月29日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第90号

平成12年 8月 4日付けで北茨城市長から協議のあった日棚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成12年12月25日同意した。

平成13年 1月29日

茨城県高萩土地改良事務所長 河 合 收

茨城県告示第91号

新治郡霞ヶ浦町牛渡365番地に事務所を置く一の瀬土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 1月29日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡霞ヶ浦町下大堤127番地	理 事	阿 部 真 一
〃 坂1731番地の 1	〃	折 本 信 利
〃 有河190番地	〃	中 村 義 明
〃 大和田808番地	〃	車 田 利 男
〃 〃 803番地	〃	山 本 一 幸
〃 下大堤482番地	〃	羽 成 嘉 光
〃 男神 1 番地	〃	藤 井 憲 一
〃 中台251番地の 2	〃	小松崎 糸 夫
〃 坂3402番地	〃	館 林 政 雄
〃 〃 2927番地	〃	大 橋 用
〃 〃 3704番地	〃	宮 田 信 夫
〃 〃 3745番地	〃	山 口 敏 夫
〃 〃 1516番地	〃	折 本 武 男
〃 牛渡1764番地	〃	根 本 良 孝
〃 〃 1841番地	〃	宮 本 季 一
〃 〃 3958番地の 1	〃	高 楨 久 雄
〃 〃 4376番地	〃	中 村 新 次
〃 〃 4388番地	〃	久保庭 正 雄
〃 〃 5487番地の11	〃	磯 山 仙 助
〃 〃 6719番地	〃	塚 本 武
〃 〃 6623番地	〃	藤 井 肇
〃 大和田665番地の 1	監 事	山 本 幸 一
〃 牛渡4003番地	〃	大久保 俣 治

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡霞ヶ浦町下大堤127番地	理 事	阿 部 真 一
" 坂2927番地	"	大 橋 用
" 牛渡2774番地	"	齋 藤 正 久
" 大和田862番地	"	小 泉 道 夫
" " 814番地	"	車 田 威 雄
" 下大堤482番地	"	羽 成 嘉 光
" 男神 1 番地	"	藤 井 憲 一
" 中台251番地の 2	"	小松崎 条 夫
" 坂3402番地	"	舘 林 政 雄
" " 3704番地	"	宮 田 信 夫
" " 3745番地	"	山 口 敏 夫
" " 1731番地の 1	"	折 本 信 利
" " 1516番地	"	折 本 武 男
" 有河190番地	"	中 村 義 明
" 牛渡1487番地	"	中 村 重 男
" " 939番地	"	齋 藤 淑 夫
" " 4020番地の 2	"	佐 賀 實
" " 4388番地	"	久保庭 正 雄
" " 3141番地	"	星 野 正 儀
" " 6588番地	"	田 所 貞
" " 6719番地	"	塚 本 武
" 坂2647番地	監 事	坂 本 行 雄
" 大和田665番地の 1	"	山 本 幸 一
" 牛渡4376番地	"	中 村 新 次

茨城県告示第92号

新治郡新治村大字藤沢975番地に事務所を置く天の川上流土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 1月29日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡新治村大字大志戸1426番地	理 事	野 口 昌 雄

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
新治郡新治村大字大志戸1422番地	理 事	関 口 利 雄

茨城県告示第93号

真壁郡協和町大字門井1962番地 2 に事務所を置く井出蛭沢堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 1月29日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
真壁郡協和町大字谷永島 6 番地	理 事	蓮 沼 勝 男
〃 〃 大字井出蛭沢88番地	〃	枝 十 九 男
〃 〃 〃 1157番地 1	〃	古 谷 野 勤
〃 〃 大字蓮沼79番地 4	〃	小 島 富 男
〃 〃 大字柳137番地 1	〃	小 島 重 雄
〃 〃 大字桑山3465番地の 3	〃	大 島 一 明
〃 〃 〃 2198番地	〃	大 木 一 誠
〃 明野町大字村田1719番地	〃	中 里 與 市
〃 〃 大字鍋山534番地	〃	横 田 稔
〃 〃 大字倉持309番地	〃	瀬 尾 恒 夫
〃 協和町大字横塚293番地	監 事	日 向 光 男
〃 〃 大字大島98番地	〃	入 江 金 三 郎
〃 〃 大字内淀185番地 1	〃	水 柿 温 良

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
真壁郡協和町大字谷永島 6 番地	理 事	蓮 沼 勝 男
〃 〃 大字井出蛭沢88番地	〃	枝 十 九 男
〃 〃 〃 1127番地	〃	館 野 榮 敏
〃 〃 大字横塚293番地	〃	日 向 光 男
〃 〃 大字蓮沼1180番地	〃	中 野 邦 之
〃 〃 大字柳137番地 1	〃	小 島 重 雄
〃 〃 大字桑山3354番地 2	〃	大 嶋 貞 夫
〃 〃 〃 2198番地	〃	大 木 一 誠
〃 明野町大字村田1719番地	〃	中 里 與 市
〃 〃 大字内淀311番地	〃	稲 見 元 一
〃 〃 大字倉持590番地の27	〃	飯 島 司

住 所	職 名	氏 名
真壁郡協和町大字大島98番地	監 事	入 江 金三郎
" " 大字井出姥沢1641番地	"	枝 修 一
" 明野町大字鍋山527番地	"	大 吉 宣 男

茨城県告示第94号

西茨城郡友部町中央三丁目2番1号に事務所を置く友部中央土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 1 月29日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名
西茨城郡友部町大字平町1717番地	理 事	小松崎 英 明

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第6号

平成13年 1 月15日開催の選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成13年 1 月29日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

氏 名	住 所
足 立 裕	茨城県水戸市住吉町192 - 78

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)